

東広島市教育委員会定例会（令和8年4月）

1 日時 令和8年4月23日（木）午後3時00分から

2 場所 東広島市役所北館2階 201会議室

3 議題

(1) 報告事項

報告第13号	令和8年度東広島市教育委員会事務局等組織機構について	1
報告第14号	臨時代理の報告について	3
報告第15号	令和8年度東広島市立学校等の園児・児童・生徒数及び 学級数について	7
報告第16号	東広島市学校給食費徴収規則の一部改正について	8
報告第17号	令和7年度東広島市立小中学校卒業者（R8.3卒業者） の進路状況について	9
報告第18号	令和8年度東広島市立小中学校研究公開について	12
報告第19号	第38回東広島市民スポーツ大会の開催について	13

(2) その他

ア 次回教育委員会定例会等の日程について

東広島市教育委員会定例会

(1) 報告事項

報告第13号 令和8年度東広島市教育委員会事務局等組織機構について
(学校教育部・生涯学習部)

報告第14号 臨時代理の報告について (教育総務課)

報告第15号 令和8年度東広島市立学校等の園児・児童・生徒数及び学級数について
(学事課)

報告第16号 東広島市学校給食費徴収規則の一部改正について (学事課)

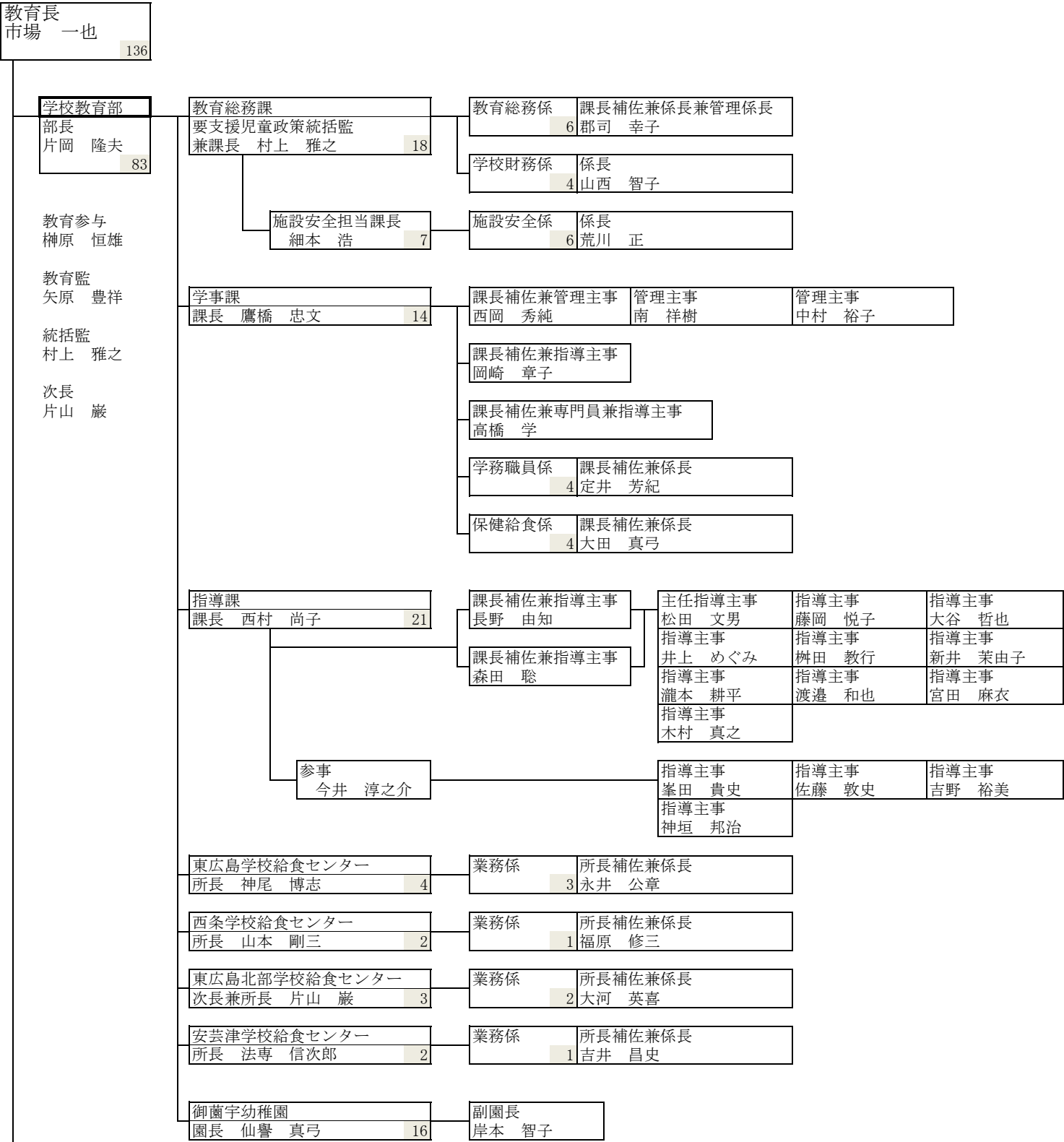
報告第17号 令和7年度東広島市立小中学校卒業者 (R8.3卒業者) の進路状況について
(指導課)

報告第18号 令和8年度東広島市立小中学校研究公開について (指導課)

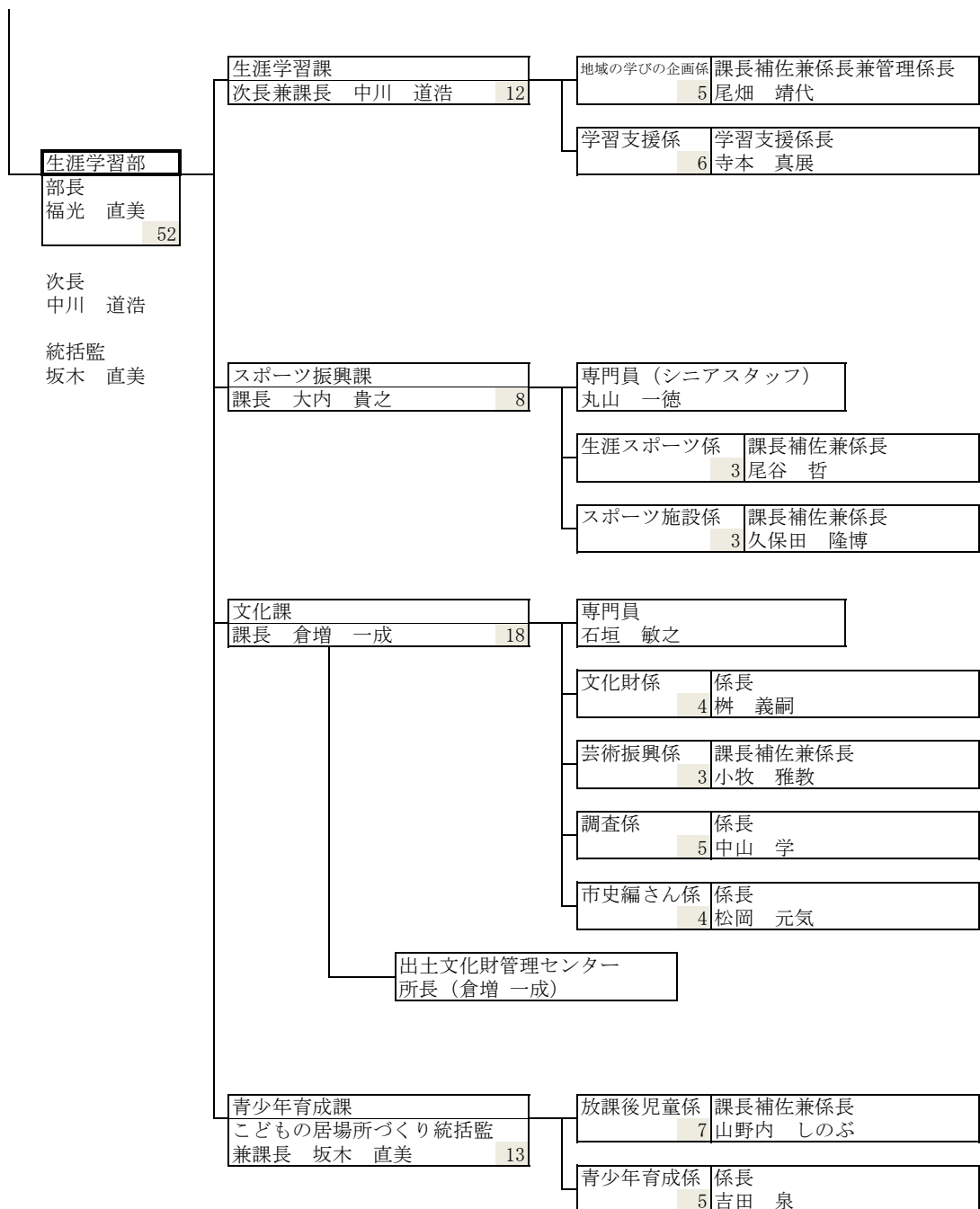
報告第19号 第38回東広島市民スポーツ大会の開催について (スポーツ振興課)

令和8年度東広島市教育委員会事務局等組織機構について

令和8年4月1日



※ 幼稚園の入退園、管理運営等に関する事務は、市長部局（こども未来部）において補助執行します。



※ 放課後児童健全育成事業及び児童館に関する事務は、教育委員会（生涯学習部）において補助執行を受けます。

※ （氏名）は兼務のため、人数に含んでおりません。

報告第 1 4 号

臨時代理の報告について

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成 2 0 年東広島市教育委員会規則第 2 号）第 4 条第 1 項の規定により臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 4 月 2 3 日提出

東広島市教育委員会
教育長 市 場 一 也

1 臨時代理の理由

令和 8 年 4 月 1 日付け人事異動により教育委員会に統括監の職が設置されることとなったことに伴い、東広島市教育委員会職の設置に関する規則（平成 1 9 年東広島市教育委員会規則第 4 号）の一部改正を行う必要が生じたが、当該改正を行うに当たり、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したので、この事項について報告するものである。

2 臨時代理の内容

(1) 改正の内容

教育委員会に統括監の職を設置する。

(2) 改正年月日

令和 8 年 4 月 1 日

3 臨時代理年月日

令和 8 年 3 月 3 1 日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

第 15 条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

第 25 条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

東広島市教育委員会教育長事務委任規則

第 4 条 法第 25 条第 1 項に基づき、教育長は、法第 25 条第 2 項各号及び第 1 条各号に掲げる事務について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は当該会議が成立しないときは、当該事務を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事項を次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

東広島市教育委員会規則第 7 号

東広島市教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

東広島市教育委員会

教育長 市 場 一 也

東広島市教育委員会職の設置に関する規則の一部を改正する規則

東広島市教育委員会職の設置に関する規則（平成 1 9 年東広島市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第 1（第 3 条関係）				別表第 1（第 3 条関係）			
職名	職の置かれる組織	職務	備考	職名	職の置かれる組織	職務	備考
略	略	略	略	略	略	略	略
次長	略	略	略	次長	略	略	略
統括 監	部	<u>上司の命を受け、部長を補佐し、所管の職員を指揮監督して特命事項の推進及び統括を行う。</u>	<u>必要に応じ置く。</u>				
略	略	略	略	略	略	略	略

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和8年度東広島市立学校等の園児・児童・生徒数及び学級数について

- 1 全体の傾向 ○児童・生徒数は全体で減少傾向にあり、小学校で前年比166人、中学校で前年比14人減少している。
○10名以上の増加が認められるのは、平岩小、御園宇小、川上小、高屋東小、西条中、八本松中、磯松中の7校である。
○都市部と周辺部で児童・生徒数に二極化傾向が見られる。

2 小学校 令和8年4月1日現在

番号	学校名	児童・生徒数										学級数									
		普通学級							特支学級	合計	前年度比	普通学級							特支学級	合計	前年度比
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計				1年	2年	3年	4年	5年	6年	計			
1	西条	134	104	103	117	130	145	733	47	780	▲14	4	3	3	4	4	5	23	7	30	▲2
2	寺西	124	122	96	130	125	126	723	30	753	5	4	4	3	4	4	4	23	5	28	1
3	郷田	48	64	54	55	58	62	341	26	367	▲28	2	2	2	2	2	2	12	5	17	0
4	板城	46	51	43	54	68	55	317	21	338	▲16	2	2	2	2	2	2	12	3	15	0
5	三永	44	35	38	41	50	46	254	12	266	▲10	2	1	2	2	2	2	11	3	14	▲1
6	東西条	80	71	87	94	76	74	482	33	515	▲5	3	3	3	3	3	3	18	5	23	1
7	平岩	78	79	85	73	74	77	466	33	499	30	3	3	3	3	3	3	18	5	23	2
8	御園宇	80	78	84	85	82	81	490	24	514	16	3	3	3	3	3	3	18	4	22	1
9	川上	140	131	126	124	131	126	778	50	828	14	4	4	4	4	4	4	24	8	32	1
10	原	21	23	14	24	21	31	134	9	143	6	1	1	1	1	1	1	6	3	9	0
11	吉川	6	9	9	13	9	10	56	0	56	▲6	1	1	1	1	1	1	6	0	6	0
12	八本松	74	80	86	97	94	100	531	42	573	▲31	3	3	3	3	3	3	18	8	26	0
13	志和	21	22	26	28	25	37	159	15	174	▲15	1	1	1	1	1	2	7	3	10	▲1
14	小谷	22	27	15	18	29	34	145	17	162	▲17	1	1	1	1	1	1	6	3	9	▲1
15	高屋東	29	14	16	28	23	21	131	17	148	14	1	1	1	1	1	1	6	3	9	0
16	高屋西	121	81	102	98	118	108	628	24	652	▲3	4	3	3	3	4	4	21	4	25	0
17	造賀	5	6	7	12	2	13	45	6	51	▲8	1	1	1	1	0.5	0.5	5	2	7	0
18	高美が丘	58	68	79	78	75	76	434	21	455	▲14	2	2	3	3	3	3	16	4	20	0
19	三ツ城	101	111	118	117	113	123	683	42	725	▲1	3	4	4	4	4	4	23	7	30	▲1
20	板城西	11	14	6	7	8	7	53	10	63	▲1	1	1	0.5	0.5	1	1	5	2	7	0
21	上黒瀬	11	5	15	8	13	16	68	3	71	2	1	1	1	1	1	1	6	2	8	0
22	乃美尾	14	6	10	6	11	11	58	5	63	▲5	1	1	0.5	0.5	1	1	5	2	7	▲1
23	中黒瀬	59	70	67	68	83	83	430	38	468	▲15	2	2	2	2	3	3	14	6	20	▲1
24	下黒瀬	31	33	33	42	49	35	223	15	238	▲17	1	1	1	2	2	1	8	2	10	▲1
25	福富	8	5	16	13	11	10	63	7	70	▲11	1	1	1	1	1	1	6	2	8	0
26	豊栄	8	12	9	9	13	13	64	3	67	0	1	1	1	1	1	1	6	2	8	0
27	河内	10	3	7	13	10	13	56	2	58	6	1	1	1	1	1	1	6	2	8	0
28	入野	18	10	21	15	21	25	110	12	122	▲22	1	1	1	1	1	1	6	3	9	▲1
29	木谷	6	3	10	4	10	10	43	0	43	▲9	1	1	0.5	0.5	1	1	5	0	5	▲1
30	三津	9	4	6	18	16	18	71	7	78	▲7	1	1	1	1	1	1	6	2	8	0
31	風早	8	18	18	14	20	21	99	3	102	▲7	1	1	1	1	1	1	6	2	8	0
32	もみじ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲1
33	龍王	161	182	175	174	173	195	1060	48	1108	5	5	6	5	5	5	6	32	8	40	0
計		1586	1541	1581	1677	1741	1802	9928	622	10550	▲166	63	62	60.5	63.5	66.5	68.5	384	117	501	▲6

※「0.5」は複式学級

3 中学校 令和8年4月1日現在

番号	学校名	児童・生徒数										学級数									
		普通学級							特支学級	合計	前年度比	普通学級							特支学級	合計	前年度比
		1年	2年	3年				計				1年	2年	3年				計			
1	西条	233	270	213				716	35	751	11	7	7	6				20	5	25	1
2	中央	194	184	187				565	29	594	▲10	6	5	5				16	4	20	0
3	向陽	162	150	154				466	16	482	▲12	5	4	4				13	3	16	▲1
4	松賀	150	134	162				446	13	459	▲15	5	4	5				14	3	17	0
5	八本松	126	133	138				397	21	418	17	4	4	4				12	4	16	1
6	磯松	168	195	174				537	19	556	28	5	5	5				15	3	18	1
7	志和	32	29	35				96	3	99	▲8	1	1	1				3	1	4	▲1
8	高屋	172	171	168				511	25	536	4	5	5	5				15	4	19	0
9	高美が丘	58	74	63				195	9	204	▲28	2	2	2				6	2	8	▲1
10	黒瀬	138	149	154				441	32	473	0	4	4	4				12	6	18	0
11	福富	15	10	16				41	4	45	6	1	1	1				3	2	5	1
12	豊栄	9	12	14				35	4	39	▲11	1	1	1				3	1	4	0
13	河内	29	26	34				89	6	95	3	1	1	1				3	1	4	▲1
14	安芸津	34	50	33				117	7	124	▲2	1	2	1				4	2	6	▲1
15	もみじ	2	3	5				10	3	13	3	1	1	1				3	2	5	1
計		1522	1590	1550	0	0	0	4662	226	4888	▲14	49	47	46	0	0	0	142	43	185	0

※小学校全学年及び中学校第1学年の学級編制基準は35人

4 幼稚園 令和8年4月1日現在

番号	園名	幼児数							学級数						
		3歳児	4歳児	5歳児				計	前年度比	3歳児	4歳児	5歳児		計	前年度比
1	御園宇	16	23	17				56	▲6	1	1	1		3	0

東広島市学校給食費徴収規則の一部改正について

1 概要

近年の物価上昇に合わせて、学校給食費の額を改定するとともに、徴収事務の負担軽減及び効率化の観点から、納期限を変更する。

また、国の「学校給食費の抜本的な負担軽減」の実施に伴い、令和8年度における小学校の学校給食費の保護者負担を0円とし、中学校についても、給食食材物価高騰に対する保護者の負担軽減を目的とし、これまでと同様に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当し、保護者負担額を据え置くものとする。

2 改正内容について

(1) 学校給食費の額

		小学校	中学校
1食当たりの額	【改正前】	245 円	280 円
	令和8年度	330 円	380 円
各納期(第1～9期)の納付額	【改正前】	4,500 円	5,500 円
	令和8年度	6,500 円	7,500 円

※ 東広島市学校給食費徴収規則第5条に定める学校給食費の額を改正するもの。

(2) 保護者負担額（教職員等を除く）

		小学校	中学校
1食当たりの額	【改正前】	245 円	280 円
	令和8年度	0 円	280 円
各納期(第1～9期)の納付額	【改正前】	4,500 円	5,500 円
	令和8年度	0 円	5,500 円

※ 東広島市学校給食費徴収規則における附則第3号及び第4号において、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における学校給食費の特例を定めるもの。

(3) 学校給食費の納期限

	第1期	第2期	第3期	第4期～第10期
【改正前】	5月31日	6月30日	7月31日	9月以降の月末 (※)
令和8年度	6月30日	7月31日	8月31日	同上

※ 第7期のみ、月末ではなく12月25日とする。

3 施行日

令和8年4月1日

令和7年度東広島市立小中学校卒業生（R8.3卒業者）の進路状況について

【小学校】

R8.4.1現在

1 国公立別進学状況の推移

	卒業生数（人）			県内（％）			県外（％）
	人数	男	女	公立	国立	私立	
令和7年度（8.3卒）	1,862	972	890	88.3	0.3	11.0	0.4
令和6年度（7.3卒）	1,943	994	949	89.6	0.1	9.7	0.6
令和5年度（6.3卒）	1,868	966	902	90.2	0.2	8.9	0.7
令和4年度（5.3卒）	1,908	991	917	88.3	0.7	10.0	1.0

2 進学先の状況

進学先		令和7年度卒				令和6年度卒	
		人数	割合	男子	女子	人数	割合
		(人)	(%)	(人)	(人)	(人)	(%)
県内	① 公立中学校	1,645	88.3	848	797	1,741	89.6
	（内 市内市立中）	1,570		817	753	1,660	
	（内 県立広島中）	69		29	40	75	
	（内 広島市立広島中等教育学校）	0		0	0	0	
	（内 広島叡智学園へ）	3		1	2	1	
	（内 県立三次中へ）	0		0	0	1	
	（内 特別支援学校へ）	3		1	2	4	
	② 国立中学校	5	0.3	2	3	2	0.1
	広島大学附属	3		1	2	1	
	広島大学附属東雲	1		0	1	1	
	広島大学附属福山	1		1	0	0	
	③ 私学中学校	204	11.0	117	87	189	9.7
	近畿大学附属広島 東広島校	102		65	37	107	
	広島学院	8		8	0	10	
	広島女学院	6		0	6	11	
	修道	8		8	0	10	
	武田	47		25	22	27	
	広島城北	3		3	0	5	
	崇徳	0		0	0	0	
	安田女子	6		0	6	2	
	ノートルダム清心	6		0	6	5	
	比治山学園	7		0	7	1	
	広島修道大学ひろしま協創	0		0	0	1	
	呉青山	0		0	0	0	
	広島新庄	0		0	0	0	
	広島なぎさ	0		0	0	0	
	山陽女学園	1		0	1	0	
	如水館	1		0	1	0	
	広島三育	0		0	0	0	
	AICJ	2		2	0	5	
	広島国際学院	7		6	1	5	
	インターナショナルスクール	0		0	0	0	
県外	④ 公立中学校	5	0.3	3	2	8	0.4
	山口、大阪、京都、神奈川	5		3	2	8	
	⑤国立・私立中学校等	3		2	1	3	
	愛媛、奈良、神奈川	3		2	1	3	
①～⑤卒業生数		1,862	100.0	972	890	1,943	100.0

【中学校】

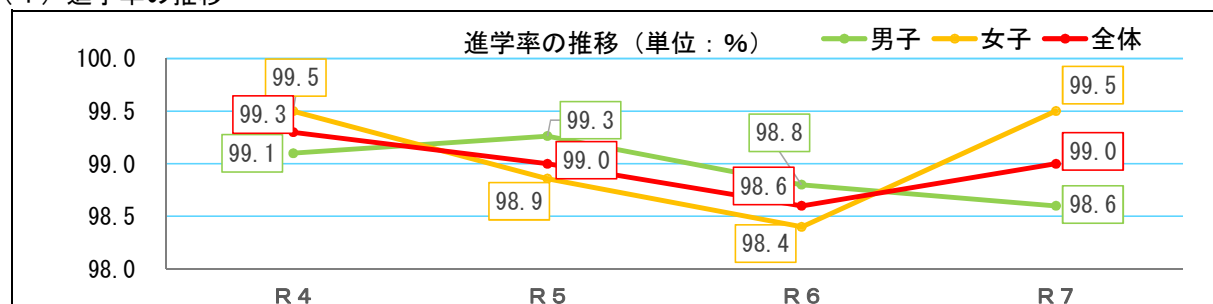
1 卒業生進路状況の概要

(単位：人)

年度	卒業者		進学者						就職	未決定	その他
			計	高等学校				専修学校等			
				全日制	定時制	通信制	特別支援学校				
令和7年度	計 (%) は%	1,610 (100)	1,594 (99.0)	1,447 (89.9)	21 (1.3)	100 (6.2)	21 (1.3)	5 (0.3)	1 (0.1)	14 (0.8)	1 (0.1)
令和6年度		1,697 (100)	1,673 (98.6)	1,501 (88.5)	29 (1.7)	101 (6.0)	33 (1.9)	9 (0.5)	1 (0.1)	20 (1.1)	3 (0.2)
令和5年度		1,602 (100)	1,587 (99.0)	1,468 (91.6)	23 (1.4)	80 (5.0)	12 (0.7)	4 (0.3)	0 (0.0)	14 (0.9)	1 (0.1)
令和4年度		1,685 (100)	1,673 (99.3)	1,554 (92.2)	15 (0.9)	81 (4.8)	11 (0.7)	12 (0.7)	1 (0.1)	9 (0.5)	2 (0.1)

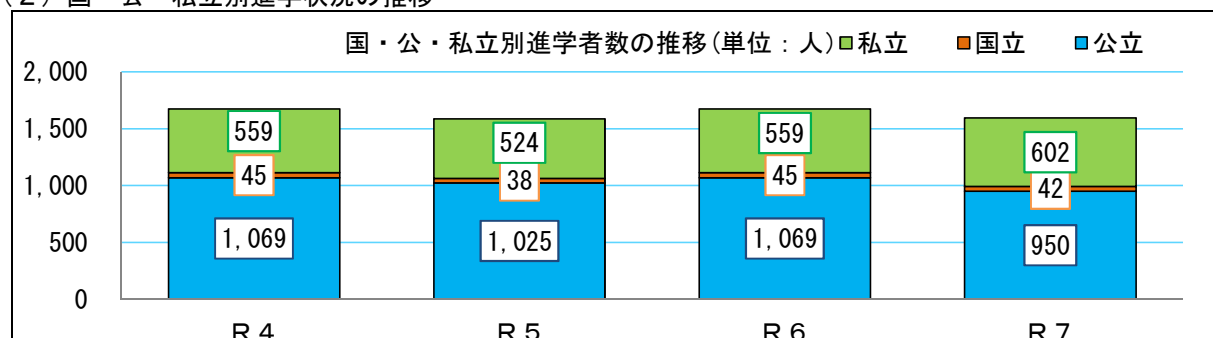
2 上級学校進学状況

(1) 進学率の推移



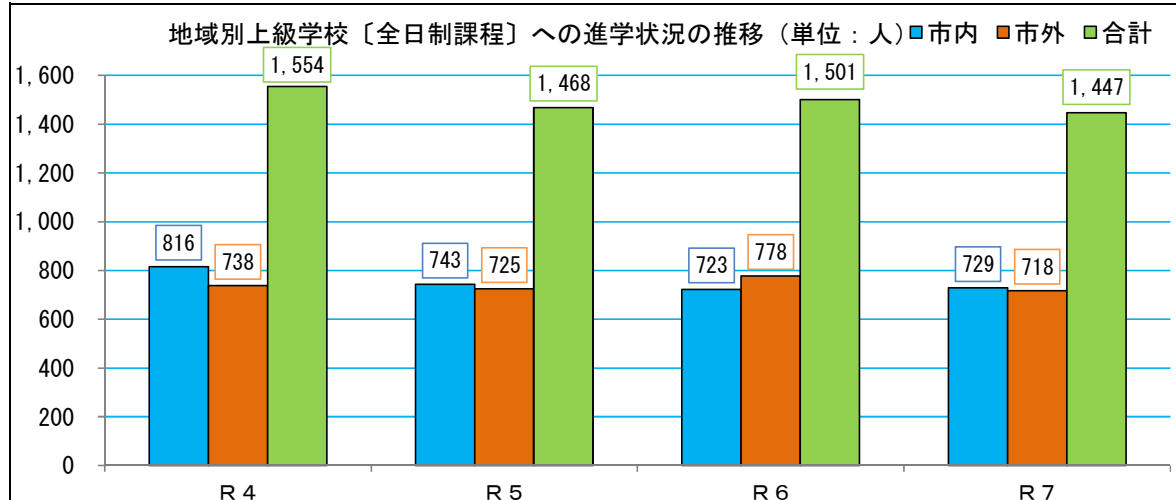
年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
男子 (%)	99.1	99.3	98.8	98.6
女子 (%)	99.5	98.9	98.4	99.5
全体 (%)	99.3	99.0	98.6	99.0

(2) 国・公・私立別進学状況の推移



年度	進学者数(人)	公立		国立		私立	
		人数(人)	割合 (%)	人数(人)	割合 (%)	人数(人)	割合 (%)
令和7年度	1,594	950	59.6	42	2.6	602	37.8
令和6年度	1,673	1,069	63.9	45	2.7	559	33.4
令和5年度	1,587	1,025	64.6	38	2.4	524	33.0
令和4年度	1,673	1,069	63.9	45	2.7	559	33.4

(3) 地域別上級学校〔全日制課程〕への進学状況の推移



年度	市内		市外		合計	
	人数(人)	割合 (%)	人数(人)	割合 (%)	人数(人)/卒業者数	割合 (%)
令和7年度	729	50.4	718	49.6	1,447/1,610	89.9
令和6年度	723	48.2	778	51.8	1,501/1,697	88.5
令和5年度	743	50.6	725	49.4	1,469/1,602	91.7
令和4年度	816	52.5	738	47.5	1,554/1,685	92.2

3 市内上級学校〔全日制課程〕への進学状況

		定員（人）	進学者数（人）	定員に対する割合(%)	前年度人数（人）	
①市内公立高等学校		884	561	63.5	612	
広島高等学校	普通科	84	29	34.5	40	
賀茂高等学校	普通科	240	220	91.7	226	
黒瀬高等学校	普通科	80	38	47.5	48	
	福祉科	40	8	20.0	10	
賀茂北高等学校	普通科	40	25	62.5	37	
河内高等学校	普通科	80	29	36.3	32	
豊田高等学校	普通科	40	6	15.0	8	
西条農業高等学校	7科	280	206	73.6	211	
②市内私立高等学校		420	168	40.0	111	
近畿大学附属広島高等学校東広島校	普通科	内部進学者含む総数220		121	55.0	69
武田高等学校	普通科	内部進学者含む総数160		47	29.4	42
①＋②＝合計			729		723	

令和8年度東広島市立小中学校研究公開について

令和8年4月1日現在

公開年度		令和8年度		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
指定初年度		令和7年度		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
教育推進指定校	小中一貫					豊栄小・中	福富小・中	河内小・中 入野小	志和小・中		
	小学校	高屋西小	10月28日 (水)	郷田小	板城小	寺西小	三永小	原小	西条小	高屋西小	郷田小
		東西条小	11月5日 (木)	川上小	吉川小	小谷小	八本松小	御蔭宇小	板城西小	東西条小	川上小
		木谷小	10月30日 (金)	三ツ城小	造賀小	平岩小	高屋東小	高美が丘小	風早小	木谷小	三ツ城小
				三津小	下黒瀬小	上黒瀬小	乃美尾小	中黒瀬小			三津小
					龍王小						
	中学校	八本松中	11月20日 (金)	磯松中	安芸津中	松賀中	高美が丘中	西条中	向陽中	八本松中	磯松中
		高屋中	11月12日 (木)	黒瀬中	中央中					高屋中	黒瀬中
	県大会	広島県小中学校生活科・総合的な学習の時間教育研究大会				吉川小					
備考											

※現時点での予定であり、変更や見直しの可能性がある。
 ※全クラス公開を原則とする。

第38回東広島市民スポーツ大会の開催について

- 1 趣 旨** 広く市民の間にスポーツを振興し、もって市民の心身の健全な発達を図り、未来に挑戦する自然豊かな国際学術研究都市の建設に寄与する。
- 2 主 催** 東広島市民スポーツ大会実行委員会
- 3 共 催** 東広島市 東広島市教育委員会 東広島市スポーツ協会
- 4 主 管** 東 広 島 市 陸 上 競 技 協 会 東広島市ソフトバレーボール連盟
 東広島市グラウンド・ゴルフ協会 東広島市ソフトボール協会
 東広島市スポーツ推進委員協議会 東広島市中学校体育連盟
 東 広 島 市 小 学 生 体 育 連 盟
- 5 協 賛** 広島大学 近畿大学工学部 広島国際大学（予定）

6 競技名・期日・会場

競 技 種 別			期 日	会 場
総 合 開 会 式 及 び 陸 上 の 部			令和8年6月7日(日) 9:30～ 【雨天中止（ただし小雨決行）】	創建ホーム東広島スポーツパーク （東広島運動公園陸上競技場）
球 技 の 部	ソ フ ト ボ ー ル		令和8年9月27日(日) 8:30～ 【雨天の場合】 ・実施種目 ソフトバレーボール、ペタンク ・中止種目 グラウンド・ゴルフ、ソフトボール	福 富 多 目 的 グ ラ ウ ン ド 福 富 小 ・ 中 学 校 グ ラ ウ ン ド
	グラウンド ・ ゴ ル フ	男 子		東 広 島 運 動 公 園 グラウンドゴルフ場、多目的広場
		女 子		
	ソフトバレー ボ ー ル	男 子		東 広 島 運 動 公 園 体 育 館 メ イ ン ア リ ー ナ
		女 子		
室 内 ペ タ ン ク		河 内 ス ポ ー ツ ア リ ー ナ		
総 合 表 彰 式			令和8年10月2日(金) 18:30～	東広島市民文化センターアザレアホール

7 参加資格

部 門	種 目	性 別	人 数	年 齢 ※ () は目安	要 件
陸 上	4×100m リレー	男女混合	4名 (男女各2名、同学年の同性は不可)	小学4～6年生	大会当日まで小学校区に居住している者、または在勤している小学校教職員もしくは在学している小・中学校児童生徒およびその保護者をもって編成された小学校区ごとのチーム。 なお、小規模校に該当する小学校区は、ふるさと枠の採用を認める。 (※)
	玉 入 れ	男女不問	10名	平成20年4月1日以前に生まれた者 (18歳以上)	
	1 0 0 m	男子の部 女子の部	各1名	平成26年4月1日以前に生まれた者 (12歳以上)	
	みんなでジャンプ	男女不問	13名 (指揮者1名、縄係2名、選手10名)	小学4年生以上	
	大玉ころがし	男女混合	8名 (男女各4名)	平成23年4月1日以前に生まれた者 (15歳以上)	
	ストラックアウト	男女混合	6名 (男女各3名)	平成23年4月1日以前に生まれた者 (15歳以上)	
	年代別リレー (8×100m リレー)	男子の部 女子の部	8名 小4～6年(2名:同学年から2名選出不可)－中学生－10代－20代－30代－40代－40代以上 8名 小4～6年(2名:同学年から2名選出不可)－中学生－10代－20代－30代－30代－40代	小学4年生以上	
球 技	ソフトボール	男女不問	監督 1名 コーチ 2名 マネージャー 1名 スコアラー 1名 選手 20名以内 ※1	平成20年4月1日以前に生まれた者 (18歳以上)	大会当日まで小学校区に居住している者、または在勤している小学校教職員もしくは在学している小・中学校児童生徒 (ソフトボール、ソフトバレーボールを除く) およびその保護者をもって編成された小学校区ごとのチーム。 ただし、複数小学校区でのチーム編成を実行委員会で認められた場合を除く。 なお、小規模校に該当する小学校区は、ふるさと枠の採用を認める。 (※)
	グラウンド・ゴルフ	男子の部 女子の部	監督 1名 選手 8名以内 (競技者 4名、残りは交代要員) ※1	小学5年生以上 (監督は平成20年4月1日以前に生まれた者 (18歳以上))	
	ソフトバレーボール	男子の部 女子の部	監督 1名 選手 8名以内 (競技者 4名、残りは交代要員) ※1	平成23年4月1日以前に生まれた者 (15歳以上～)	
	室内ペタンク	男女不問	6名以内 ・代表者18歳以上 1名 ・小学4年生以上 3～5人 ※1	小学4年生以上 (代表者は平成20年4月1日以前に生まれた者 (18歳以上))	

※1 監督 (ソフトボールについてはコーチも) は選手を兼ねることができる。ただし、この場合は選手の人数の上限に含むこと。

※令和8年4月1日現在の年齢とする。参加資格に違反した場合は、失格とする。

○ふるさと枠について

- 第38回大会でふるさと枠を採用できる小学校区（小規模校）は、次のとおりとする。
原、吉川、高屋東、造賀、板城西、上黒瀬、乃美尾、福富、豊栄、河内、入野、木谷、三津、風早
- ふるさと枠の該当者は、当該小学校区に小学生から中学生の間に居住していた者のうち、現在も当該小学校区以外の東広島市内に居住している者である。なお、小学生から中学生の間の居住期間は問わないものとする。
- ふるさと枠の人数の上限は、設けないこととする。
- ふるさと枠の該当者は、年度毎に「現在居住する小学校区」又は「ふるさと枠」のいずれか1小学校区を選択して出場できることとする。
- ふるさと枠で参加した選手が、当該小学校区に過去に居住していた事実がないことが判明した場合、その競技は失格とする。

※市民スポーツ大会における小学校規模基準 小規模：～149人、中規模150人～399人、大規模：400人～

8 競技方法

- 小学校区対抗戦を基本とする。ただし、特別の事情がある場合においては、実行委員会の承認を得た場合に限り、球技の部においては複数小学校区でのチーム編成を認めることとする。なお、その場合におけるチーム編成の範囲は、隣接する小学校区とする。
- 別紙 競技別実施要領による。
- 実行委員会における決定事項は、実施要領とみなす。
- 開催要項・各種目実施要領の違反に対する抗議の受付は、陸上の部は各種目終了より5分経過後、球技の部は試合終了後、受け付けないこととする。

9 得点（同点の場合の順位決定は、上位種目の多少による。）

競技名	1位	2位	3位	4位	5位～8位	9位～
陸上	陸上の得点					
ソフトボール	22	19	17	—	15	13
グラウンド・ゴルフ 男	22	19	17	16	15	13
グラウンド・ゴルフ 女	22	19	17	16	15	13
ソフトバレーボール 男	22	19	17	16	15	13
ソフトバレーボール 女	22	19	17	16	15	13
室内ペタンク	22	19	17	16	15	13

陸上の部種目別得点表

順	種目	出場資格	性別	組数	得点							
					1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	
1	4×100m リレー	小学4～6年生	男女	7チーム×2組	10	9	8	7	6	5	5	
				6チーム×3組	10	9	8	7	6	5	—	
2	玉入れ	平成20年4月1日 以前に生まれた者	男女	7チーム×2組	15	13	11	10	9	8	8	
				6チーム×3組	15	13	11	10	9	8	—	
3	100m	平成26年4月1日 以前に生まれた者	女	7チーム×2組	10	9	8	7	6	5	5	
				6チーム×3組	10	9	8	7	6	5	—	
4	100m	平成26年4月1日 以前に生まれた者	男	7チーム×2組	10	9	8	7	6	5	5	
				6チーム×3組	10	9	8	7	6	5	—	
5	みんなで ジャンプ	小学4年生以上	男女	7チーム×2組	15	13	11	10	9	8	8	
				6チーム×3組	15	13	11	10	9	8	—	
6	大玉ころがし	平成23年4月1日 以前に生まれた者	男女	7チーム×2組	15	13	11	10	9	8	8	
				6チーム×3組	15	13	11	10	9	8	—	
7	ストラック アウト	平成23年4月1日 以前に生まれた者	男女	7チーム×2組	15	13	11	10	9	8	8	
				6チーム×3組	15	13	11	10	9	8	—	
8	年代別リレー (8×100mリレー)	小学4年生以上	女	7チーム×2組	20	18	16	14	12	10	10	
				6チーム×3組	20	18	16	14	12	10	—	
9	年代別リレー (8×100mリレー)	小学4年生以上	男	7チーム×2組	20	18	16	14	12	10	10	
				6チーム×3組	20	18	16	14	12	10	—	

10 表 彰

(1) 陸上の部においては、総合得点上位3小学校区及び以下の種目の上位3位を表彰とする。

【表彰種目】

- ・4×100mリレー
- ・100m走（男女）
- ・年代別リレー（男女）
- ・みんなでジャンプ

(2) 球技の部においては、各競技（ソフトバレーボール、グラウンド・ゴルフについては男女）3位までを表彰とする。

(3) 表彰は陸上の部、球技の部ともに大会当日の閉会式、または競技終了後において表彰する。

(4) 総合表彰は8位までとし、10月2日（金）18：30から開催する総合表彰式において表彰する。

11 参加申し込み方法及びプログラム編成

(1) 陸上の部

【提出期限】 5月29日（金）まで

【提出方法】 メール、FAX、郵便または事務局へ持参

【提出先】 東広島市民スポーツ大会実行委員会事務局（スポーツ振興課）

東広島市西条栄町8-29 Tel／082-420-0978 Fax／082-422-6540

Mail／hgh200978@city.higashihiroshima.lg.jp

(2) 球技の部

【提出期限】

①参加申込書 : 8月7日（金）まで

②選手名簿 : 9月16日（水）まで

【提出方法】 メール、FAX、郵便または事務局へ持参

【提出先】 東広島市民スポーツ大会実行委員会事務局（スポーツ振興課）

東広島市西条栄町8-29 Tel／082-420-0978 Fax／082-422-6540

Mail／hgh200978@city.higashihiroshima.lg.jp

※選手名簿の様式データが必要な場合は、空メールを送ってください。

（件名は「〇〇小学校区：球技選手名簿希望」としてください。

12 その他

(1) 陸上の部においては1人3種目（怪我での補欠出場を除く）まで、球技の部については1人1競技の参加とする。

(2) 参加者の傷害については応急手当のみとし、その後の処置については、全国市長会市民総合賠償補償保険を適用する。

(3) 陸上の部、球技の部を中止する場合には、当日の午前6時30分から東広島市ホームページで確認する。

(4) 本大会の映像・写真・記事・記録等のテレビ・新聞・雑誌・インターネット等への掲載権は主催者に属することとする。

東広島市教育委員会定例会

(2) その他

ア 次回教育委員会定例会の日程について（教育総務課）

令和8年5月28日（木） 15：00～（北館会議室201）

令和8年6月 日（ ） ： ～（会議室 ）